

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月12日  
桜井市新型コロナウイルス対策本部

新型コロナウイルス感染症対策のため、市内の学校施設をはじめとする公共施設の業務等について、桜井市新型コロナウイルス対策本部(以下「対策本部」という。)より、下線部の通り対策方針を改定いたしました。

## 1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業等を以下の通り実施する。

区 分	中学校	小学校	幼稚園
臨時休業の実施と期間	3月2日(月)の午後から3月24日(火)まで臨時休業	3月2日(月)の午後から3月24日(火)まで臨時休業	3月3日(火)から3月24日(火)まで臨時休業
卒業(園)式	時間短縮及び規模を縮小して実施する	時間短縮及び規模を縮小して実施する	時間短縮及び規模を縮小して実施する
臨時休業中の預かりについて	なし	次の対象児童について実施する ① 学童保育所の対象児童 ② 特別な事情がある場合	次の対象児童について実施する ① 特別な事情がある場合

(2)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が臨時休業中の預かりの中止を検討する。

(3)臨時休業中の預かり時に、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、自宅での療養や適切な受診を求める。

## 2. 学童保育所

3月19日(木)、3月21日(土)、3月23日(月)、3月24日(火)、及び春休み期間中(日祝除く)は、8:00~18:30(延長の場合は19:00)の開所とする。ただし、感染者発生時の対応については下記のとおりとする。

- (1)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が、学童保育所の臨時休業を検討する。
- (2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

### 3. 市立保育所

- (1)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が、市立保育所の臨時休業を検討する。
- (2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。
- (3)3月に予定されている卒園式については、時間短縮と来賓や在園児童の出席を控えることによる規模縮小を行い執り行うこととする。

### 4. 市内行事と施設の取り扱い

- (1)当面の間(概ね 1 か月間)の市主催行事の延期または中止、市施設を利用する行事・イベントは、市の方向性を説明することを決定し、実施してきたところ、3月中をめどに上記方針を継続する。市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、対策本部が中止を検討する。
- (2)当面の間、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。
- (3)公共施設について、市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が休業や業務の縮小を検討する。なお、臨時休業や業務を縮小する施設は(4)のとおり。
- (4)臨時休業や業務の縮小する施設
- ① まほろばセンター関係
- ・ひみっこぱーくについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業
  - ・まほろばセンターの高校生の自習室・交流スペースについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業
  - ・ドレミの広場について、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業
  - ・健康ステーションについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業

- ・貸館について、令和2年3月6日(金)から当面の間、予約済み以外の利用を休止
- ・講座について、令和2年3月の講座を4月に延期
- ・市民活動交流拠点(会議室)について、令和2年3月6日(金)から当面の間、予約済み以外の利用を休止

② 桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係

- ・つどいの広場について、令和2年3月3日(火)から当面の間臨時休業

③ 市立図書館

3月14日(土)から当面の間臨時休館

④ 総合体育館、市民体育館、芝運動公園

- ・当面の間、市主催の行事等は休止及び施設利用は、予約済み以外は休止
- ・市以外の主催の行事等は主催者が判断する

⑤ 市民会館

- ・当面の間、市主催の行事は休止
- ・市以外の主催の行事等は主催者が判断する

⑥ 総合福祉センター

- ・市主催の行事等並びに施設利用は休止、ただし、デイサービス事業は継続

## 5. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

## 6. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

## 7. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。